

令和7年第6回  
筑紫野市議会定例会

提案内容補足説明書

筑紫野市

令和7年12月17日提案

(余白)

## 令和 7 年第 6 回筑紫野市議会定例会議案提案内容補足説明目次

議案第 84 号 筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について -----	5
議案第 85 号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する條 例の制定について -----	9
議案第 86 号 筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて -----	13
議案第 87 号 令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 7 号）について -----	29
議案第 88 号 令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） について -----	31
議案第 89 号 令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に ついて -----	33
議案第 90 号 令和 7 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） について -----	35
議案第 91 号 令和 7 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 2 号）について --	37
議案第 92 号 令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について -	39

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第84号

企画政策部 人事課

議案名 筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## ( 説 明 )

今回の条例改正は、国家公務員の給与改定が行われることを受け、その改正内容に準じて筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

### 1 具体的な改正内容

#### 期末手当

##### 【令和7年度年間支給月数 3.45月→3.5月】

令和7年度（6月）	1.725月支給済み
令和7年度（12月）	1.725月 → 1.775月（令和7年12月1日適用）

##### 【令和8年度年間支給月数 3.5月】

令和8年度（6月）	1.725月 → 1.75月（令和8年4月1日施行）
令和8年度（12月）	1.775月 → 1.75月（令和8年4月1日施行）

### 2 影響額（千円未満切り上げ）

議長 33千円

副議長 29千円

委員長 140千円（28千円/1人）

議員 405千円（27千円/1人）

なお、本条例第1条は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。

また、第2条は令和8年4月1日から施行することとしております。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

(期末手当) 新	(期末手当) 旧
第3条 (略) 2 (略) 3 議員報酬月額に100分の <u>177.5</u> を乗じて得た額に、一般職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。	第3条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議員が受けるべき議員報酬月額に100分の <u>172.5</u> を乗じて得た額に100分の <u>172.5</u> を乗じて得た額に、一般職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。

筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

(期末手当) 新	(期末手当) 旧
第3条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議員が受けるべき議員報酬月額に100分の <u>175</u> を乗じて得た額に、一般職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。	第3条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議員が受けるべき議員報酬月額に100分の <u>120</u> を乗じて得た額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、一般職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第85号

企画政策部 人事課

議案名 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## ( 説 明 )

今回の条例改正は、国家公務員の給与改定が行われることを受け、その改正内容に準じて筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものです。

### 1 具体的な改正内容

#### 期末手当

##### 【令和7年度年間支給月数 3.45月→3.5月】

令和7年度（6月）	1.725月支給済み
令和7年度（12月）	1.725月 → 1.775月（令和7年12月1日適用）

##### 【令和8年度年間支給月数 3.5月】

令和8年度（6月）	1.725月 → 1.75月（令和8年4月1日施行）
令和8年度（12月）	1.775月 → 1.75月（令和8年4月1日施行）

### 2 影響額

市長 59千円

副市長 49千円

教育長 44千円

なお、本条例第1条は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。

また、第2条は令和8年4月1日から施行することとしております。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

新	旧
<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した常勤職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において常勤職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に100分の177.5を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した常勤職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において常勤職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に100分の172.5を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例新旧对照表(第2条関係)

新	旧
<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した常勤職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において常勤職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した常勤職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において常勤職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当に対する在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

(余白)

# 提案内容補足説明書

(NO 1)

議案番号 第86号

企画政策部 人事課

議案名 筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

## ( 説 明 )

今回の条例改正は、国家公務員の給与改定を踏まえ、改定内容に準じて筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

### 1 主な改正内容

(1) 級料表 正規職員平均3.37%の引き上げ

(2) 期末手当

(一般職)

#### 【令和7年度年間支給月数 2.5月→2.525月】

令和7年度 (6月)	1.25月支給済み
令和7年度 (12月)	1.25月 → 1.275月 (令和7年12月1日適用)

#### 【令和8年度年間支給月数 2.525月】

令和8年度 (6月)	1.25月 → 1.2625月 (令和8年4月1日施行)
令和8年度 (12月)	1.275月 → 1.2625月 (令和8年4月1日施行)

# 提案内容補足説明書 緒紙 (NO 2)

(定年前再任用短時間勤務職員等)

【令和7年度年間支給月数 1. 4月→1. 425月】

令和7年度 (6月)	0.7月支給済み
令和7年度 (12月)	0.7月 → 0.725月 (令和7年12月1日適用)

【令和8年度年間支給月数 1. 425月】

令和8年度 (6月)	0.7月 → 0.7125月 (令和8年4月1日施行)
令和8年度 (12月)	0.725月 → 0.7125月 (令和8年4月1日施行)

(3) 勤勉手当

(一般職)

【令和7年度年間支給月数 2. 1月→2. 125月】

令和7年度 (6月)	1.05月支給済み
令和7年度 (12月)	1.05月 → 1.075月 (令和7年12月1日適用)

【令和8年度年間支給月数 2. 125月】

令和8年度 (6月)	1.05月 → 1.0625月 (令和8年4月1日施行)
令和8年度 (12月)	1.075月 → 1.0625月 (令和8年4月1日施行)

# 提案内容補足説明書 緒紙

(NO 3)

(定年前再任用短時間勤務職員等)

【令和7年度年間支給月数 1.0月→1.025月】

令和7年度（6月）	0.5月支給済み
令和7年度（12月）	0.5月 → 0.525月（令和7年12月1日適用）

【令和8年度年間支給月数 1.025月】

令和8年度（6月）	0.5月 → 0.5125月（令和8年4月1日施行）
令和8年度（12月）	0.525月 → 0.5125月（令和8年4月1日施行）

## 2 令和7年度の給与改定に伴う影響額

条例改正後の全職員（会計年度任用職員含む）に支給される給料及び諸手当の影響額については、改正前の合計額と比較しますと、211,244千円（全会計分）の増額が見込まれます。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条繋係)

新	旧
(期末手当) 第18条 (略)	(期末手当) 第18条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。附則第15項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。附則第15項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と <u>100分の127.5</u> とあるのは「100分の72.5」とする。 4 (略)	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と____する。 4 (略)
(勤勉手当) 第19条 (略)	(勤勉手当) 第19条 (略)
2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第15項第4号において同じ。)において受	2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第15項第4号において同じ。)において受

新	旧
<p>けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員がその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員がその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

3・4 (略)

別表第1(第6条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額							給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級				

新規												既存												
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	520,700	571,900	623,000	230,500	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	498,300	538,300	578,300	618,300	658,300	
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	521,600	571,500	623,500	231,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	508,800	548,800	588,800	628,800	668,800	
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	523,800	573,000	626,300	233,800	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	512,800	552,800	592,800	632,800	672,800	
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	524,900	574,500	628,300	234,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	513,500	553,500	593,500	633,500	673,500	
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	526,100	576,000	629,300	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	527,500	567,500	607,500	647,500	687,500	
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	527,900	577,000	630,300	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	531,000	561,000	591,000	621,000	651,000	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	530,000	583,000	631,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	534,000	564,000	594,000	624,000	654,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	532,200	586,000	633,500	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	535,500	565,500	595,500	625,500	655,500	
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	535,500	589,000	635,000	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	536,500	566,500	596,500	626,500	656,500	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	501,900	536,600	591,900	641,900	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	490,000	537,000	567,000	597,000	627,000	657,000	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	503,700	537,200	592,200	643,700	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	491,000	538,000	568,000	598,000	628,000	658,000	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	508,200	543,200	597,200	648,200	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	492,000	539,000	569,000	599,000	629,000	659,000	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	513,700	558,100	613,700	668,100	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	494,000	540,000	570,000	594,000	624,000	654,000	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	518,000	563,300	618,000	673,000	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	495,000	545,000	575,000	595,000	625,000	655,000	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	523,900	578,900	633,900	688,900	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	496,000	546,000	576,000	596,000	626,000	656,000	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	528,900	583,400	638,900	693,900	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	497,000	547,000	577,000	597,000	627,000	657,000	

新										日									
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		

新										日									
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			

新規登録									
新規登録					新規登録				
新規登録		新規登録			新規登録		新規登録		
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	428,200	323,900	369,000
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	428,900	325,100	369,600
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	428,1,500	326,400	370,000
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	428,2,200	327,500	370,600
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	428,2,800	328,600	371,300
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	428,3,500	329,700	372,000
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	428,4,100	330,400	372,300
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	428,4,800	331,300	373,000
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	428,5,400	332,000	373,700
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	428,6,200	332,800	374,300
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	428,6,700	333,600	374,600
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	428,8,000	334,000	375,100
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	428,9,100	334,600	375,700
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	429,400	335,300	376,300
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	429,700	336,100	376,600
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	429,000	336,800	377,200
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	429,300	337,500	377,900

新										日									
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				

85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	85	255,700	296,800
86	266,200	305,800	355,700			86	256,000	297,100
87	266,500	306,100	356,100			87	256,300	297,400
88	266,800	306,400	356,500			88	256,600	297,700
89	267,100	306,700	356,700			89	256,900	298,000
90	267,400	307,000	357,100			90	257,200	298,300
91	267,700	307,300	357,500			91	257,500	298,600
92	268,000	307,600	357,900			92	257,800	299,000
93	268,300	307,800	358,100			93	258,100	299,200
94		308,000	358,400			94		299,400
95		308,300	358,800			95		299,700
96		308,700	359,100			96		300,100
97	308,900	359,400				97	300,300	349,800
98	309,200	359,800				98	300,600	350,200
99	309,500	360,200				99	301,000	350,600
100	309,900	360,600				100	301,400	351,000

		新		日	
101	310,100	361,100		101	301,600
102	310,400	361,500		102	351,500
103	310,700	361,900		103	351,900
104	311,000	362,300		104	352,300
105	311,200	362,800		105	352,700
106	311,500	363,200		106	353,200
107	311,800	363,500		107	353,600
108	312,100	363,800		108	353,900
109	312,300	364,200		109	354,200
110	312,600			110	354,700
111	313,000			111	304,200
112	313,300			112	304,600
113	313,500			113	304,900
114	313,700			114	305,100
115	314,000			115	305,300
116	314,400			116	305,600
117	314,600			117	306,000

新		日	
118	314,800	118	306,400
119	315,100	119	306,700
120	315,400	120	307,000
121	315,700	121	307,400
122	315,900	122	307,600
123	316,200	123	307,900
124	316,500	124	308,200
125	316,800	125	308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	200,300	227,800	269,500
		290,100	305,700
		331,900	374,800
		409,200	499,700
		192,000	219,500
		260,000	279,700
		320,600	394,900
		362,700	396,200

筑紫野市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条累係)

新	旧
(期末手当) 第18条 (略)	(期末手当) 第18条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。附則第15項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。附則第15項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4 (略)	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4 (略)
(勤勉手当) 第19条 (略)	(勤勉手当) 第19条 (略)
2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第15項第4号において同じ。)において受	2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第15項第4号において同じ。)において受

新	旧
<p>けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員がその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員がその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
3・4 (略)	3・4 (略)

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第87号

総務部 財政課

議案名 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）について

（説明）

1. 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）

（1）歳入歳出予算の補正 (単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
44,326,156	229,065	44,555,221

## 歳出予算補正の内容

・令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定

報酬 41,901千円

給料 79,555千円

議員・職員手当 70,367千円

退職手当組合負担金 9,514千円

職員共済組合負担金 15,894千円

社会保険料 1,339千円

・職員互助会負担金 330千円

・特別会計繰出金（職員給与費） 10,165千円

（国民健康保険事業・介護保険事業・農業集落排水事業）

## 歳入予算補正の主な内容

・前年度繰越金 159,143千円

・財政調整基金繰入金 62,323千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第88号

市民生活部 国保年金課

議案名 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第3号)について

( 説 明 )

1. 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
9,828,893	4,767	9,833,660

## 歳出予算補正の内容

- 令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定

報酬	1,294千円
給料	1,413千円
職員手当等	1,704千円
共済費	356千円

## 歳入予算補正の内容

- 一般会計繰入金(職員給与費) 4,404千円
- 県負担金・補助金 363千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第89号

健康福祉部 高齢者支援課

議案名 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
について

（説明）

1. 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
8,105,201	6,675	8,111,876

## 歳出予算補正の内容

- 令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定

報酬	2,584千円
給料	1,481千円
職員手当等	2,569千円
共済費	534千円
予備費	△493千円

## 歳入予算補正の内容

一般会計繰入金（職員給与費）	5,522千円
国庫補助金	542千円
支払基金交付金	318千円
県補助金	293千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第90号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第2号)について

( 説 明 )

1. 令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
169,744	239	169,983

## 歳出予算補正の内容

- 令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定

給料 127千円

職員手当 87千円

共済組合負担金の増 25千円

## 歳入予算補正の内容

- 一般会計繰入金(職員給与費) 239千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第91号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第2号）について

## （説明）

### 補正の概要

#### （1）収益的収入及び支出

【収益的収入】 補正なし

【収益的支出】 原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費（給料等）  
・・・令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定による補正

（単位：千円）

既決予定額	補正予定額	計
1,984,850	5,672	1,990,522

#### ■ 補正の内容

<u>1・1・1</u>	<u>原水及び浄水費</u> 給料等	240 千円
<u>1・1・2</u>	<u>配水及び給水費</u> 給料等	746 千円
<u>1・1・3</u>	<u>業務費</u> 給料等	764 千円
<u>1・1・4</u>	<u>総係費</u> 給料、報酬等（会計年度任用職員分）	3,922 千円

#### （2）資本的収入及び支出

【資本的収入】 補正なし

【資本的支出】 建設改良費（給料等）

・・・令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定による補正

（単位：千円）

既決予定額	補正予定額	計
871,510	1,337	872,847

#### ■ 補正の内容

<u>1・1・1</u>	<u>建設改良費</u> 給料等	1,337 千円
--------------	---------------------	----------

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第92号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第2号）について

## （説明）

### 補正の概要

#### （1）収益的収入及び支出

【収益的収入】 補正なし

【収益的支出】 総係費（給料等）

・・・令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定による補正

（単位：千円）

既決予定額	補正予定額	計
2,127,806	2,362	2,130,168

### ■ 補正の内容

#### 1・1・5 総係費

給料等 2,362 千円

#### （2）資本的収入及び支出

【資本的収入】 補正なし

【資本的支出】 公共下水道整備費（給料等）

・・・令和7年人事院勧告に伴う職員給与の改定による補正

（単位：千円）

既決予定額	補正予定額	計
1,123,733	1,077	1,124,810

### ■ 補正の内容

#### 1・1・1 公共下水道整備費

給料等 1,077 千円